

## 地域イノベーション・エコシステム形成プログラム

### 公募要領

- ・本公募は、政府が平成30年12月21日に閣議決定した平成31年度当初予算案に盛り込まれている事業に関するものであり、事業実施には当該予算案の国会での可決・成立が必要となります。
- ・本公募要領は、本事業へ公募申請するための基本的事項を記載していますが、本事業の趣旨等を関係者の皆様と十分に共有する観点から、下記 URL に関連資料を公開しております。

URL : [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kagaku/chiiki/program/1367366.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/chiiki/program/1367366.htm)

平成31年1月

文 部 科 学 省

## 目次

I. 地域イノベーション・エコシステム形成プログラムの趣旨・目的	P. 1
II. 支援対象事業	P. 2
III. 申請主体等	P. 8
IV. 申請内容	P. 9
V. 補助内容・地域負担	P. 13
VI. 支援期間等	P. 17
VII. 審査方法・審査基準	P. 18
VIII. 公募期間等スケジュール	P. 21
IX. 申請方法	P. 21
X. その他	P. 22
XI. 問い合わせ先	P. 23

## I. 地域イノベーション・エコシステム形成プログラムの趣旨・目的

文部科学省では、地域科学技術振興施策において、第2期科学技術基本計画の時代から、知的クラスター創成事業等を通じて、地域構想に基づく科学技術イノベーションの実現に取り組んできました。

そうした中、平成26年8月、科学技術・学術審議会 産業連携・地域支援部会 地域科学技術イノベーション推進委員会において、今後の科学技術イノベーションのあり方に関する報告書<sup>\*1</sup>がとりまとめられました。その中では、地域科学技術イノベーションの望まれる姿として、「地域に存在する様々な科学技術拠点が、それぞれの特徴や強みを生かして、更なる成長を遂げ、我が国に、多様性のある地域科学技術拠点群が形成されることが、そして、そのような多様性の中から、世界に伍して、我が国の成長センターとなり得るような、いわばグローバル型の科学技術拠点が育ち、発展することが、それぞれ重要である」と報告されています。

今後の地域科学技術振興においては、科学技術イノベーション実現のためのきっかけ・仕組みづくりの立ち上げ、量的拡大の段階から、具体的に地域の技術シーズ等を生かし、地域からグローバル展開を前提とした社会的にインパクトの大きい事業化の成功モデルを創出する段階へとステージアップすることが求められています。

「地域イノベーション・エコシステム形成プログラム」（以下、「本事業」という。）においては、各地域の仕組みづくりを継続的に支援しつつも、リスクを正當に分析し、リスクは高いが、支援（＝投資）に見合う社会的なインパクトが狙えるプロジェクトに積極的に挑戦していく取組を支援することが重要と考えています。

投資に見合う社会的インパクトの大きいプロジェクトを実現するためには、核となる技術シーズ等（地域における競争力の源泉となりうる特徴ある研究開発資源（以下、「コア技術等」という。詳細は「II. 支援対象事業」を参照。）はプロジェクトを成功するうえで最も重要な要素の一つとなります。加えて、そのようなコア技術等を生かして、事業化につなげていく人材が重要となります。

よって、本事業では、コア技術等を有する地域において、コア技術等の性質等を踏まえて、事業化を支える人材（以下、「事業プロデューサー」という。）及びそのチーム（以下、「事業プロデュースチーム」という。）を設置し、様々な外部環境・内部環境分析を踏まえて事業化戦略・計画を策定し、関係者が一丸となって各プロジェクトを遂行し、当該プロジェクトの出口としてマイルストーンに基づく次のフェーズの資金（又は売上）の獲得等を目指す取組を支援します。

それらの取組を通じて、既存の地域科学技術振興施策の手法にとらわれず、各地域のコア技術等に基づく新しい地方創生モデルが提案され、地域科学技術振興の成功事例が創出され、イノベーション・エコシステム<sup>\*2</sup>の形成と地方創生が実

現されることを目的とします。

また、昨今の行政事業レビュー等において、科学技術振興事業に関して、適切な成果目標及び成果実績（アウトカム）の設定や、成果の開示、効果の見える化等の必要性が指摘されているところです。本事業では、各プロジェクトの出口目標を「民間資金の獲得」と明確に定義しており、当該目標の達成が期待でき、事業化の成功モデルとなりうるプロジェクトを推進することが重要であるととらえ、事業化の成果創出に向けて、社会的インパクトが大きく国富の増大に繋がる取組を積極的に支援します。

※1 「今後の地域科学技術イノベーションのあり方について～科学技術イノベーションによる地域創生と豊かで活力ある日本社会の実現を目指して～」(平成26年8月)

※2 「イノベーション・エコシステム」とは、行政、大学、研究機関、企業、金融機関などの様々なプレーヤーが相互に関与し、絶え間なくイノベーションが創出される、生態系システムのような環境・状態をいう。

## II. 支援対象事業

「I. 地域イノベーション・エコシステム形成プログラムの趣旨・目的」を踏まえて、本事業では、

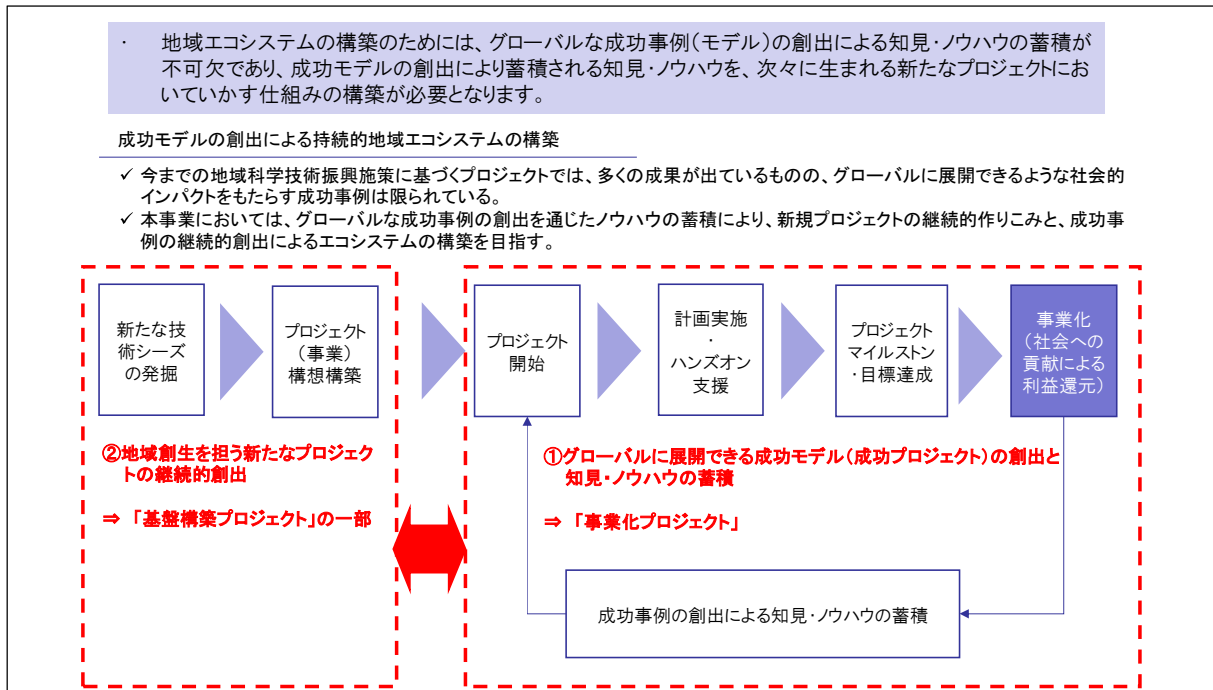
- (1) イノベーション・エコシステムの形成に不可欠な成功モデルとなる可能性を有する事業化に向けた研究開発プロジェクト（以下、「事業化プロジェクト」という。）
- (2) イノベーション・エコシステムを形成し、持続的に機能させるために必要となる基盤づくり（以下、「基盤構築プロジェクト」という。）
- (3) (1)、(2)の活動を支える事業プロデューサー等の活動（以下、「事業プロデュース活動」という。）

に関する取組を支援します。

事業化プロジェクトによりグローバルな成功事例の創出を支援するとともに、そこから蓄積されるノウハウを新たな事業化プロジェクトへ生かし、継続的に成功事例が創出されるシステム（地域イノベーション・エコシステム）を構築しようとする取組を支援します。また、基盤構築プロジェクトにより、当該システムを機能させるための基盤となる取組を支援します。

なお、本事業では、社会的なインパクトの大きい成功事例を創出することでイノベーション・エコシステムの形成を目指すという趣旨から、「事業化プロジェクト」を重点的に支援します。

## 【イノベーション・エコシステムの形成イメージ】



### (1) 「事業化プロジェクト」の内容

地域の特徴ある研究開発資源である「コア技術等 (※1)」について、基礎研究等で得られた成果を踏まえた更なる概念実証やエンジニアリングデータ取得等の研究開発、ビジネスストラクチャーの構築、知的財産戦略の強化を行いつつ、最終的に、

- ① 事業の戦略パートナーへの技術移転（民間企業の事業部等による推進）
- ② 中小企業・ベンチャー企業等による商品化・事業化
- ③ ベンチャー企業の創出と成長

を目指すこととします。

特に、これまでの地域科学技術振興施策では②に関する成果が中心であり、多くの成果が出ているものの、それぞれの市場規模が小さく、グローバルに展開出来る様な大きな社会的インパクトをもたらす事例は限られていました。本事業では投資のインパクト、すなわち、支援に対しより大きな成果を創出することを重視し、グローバルマーケット等も視野に入れ、十分な市場調査と参入仮説を策定し、それを踏まえたマイルストーン及び出口目標を設定したうえで①～③の出口目標に向けてプロジェクトを実施することとします。

- ✓ 事業化プロジェクトは、年間の経費が1,000万円を超える主要なプロジェクトであり、本公募への申請においては、原則として、1地域当たり3プロジェクトを上限としてください。（ただし、地域によってさまざまなプロジェクトポートフォリオは想定されます。）

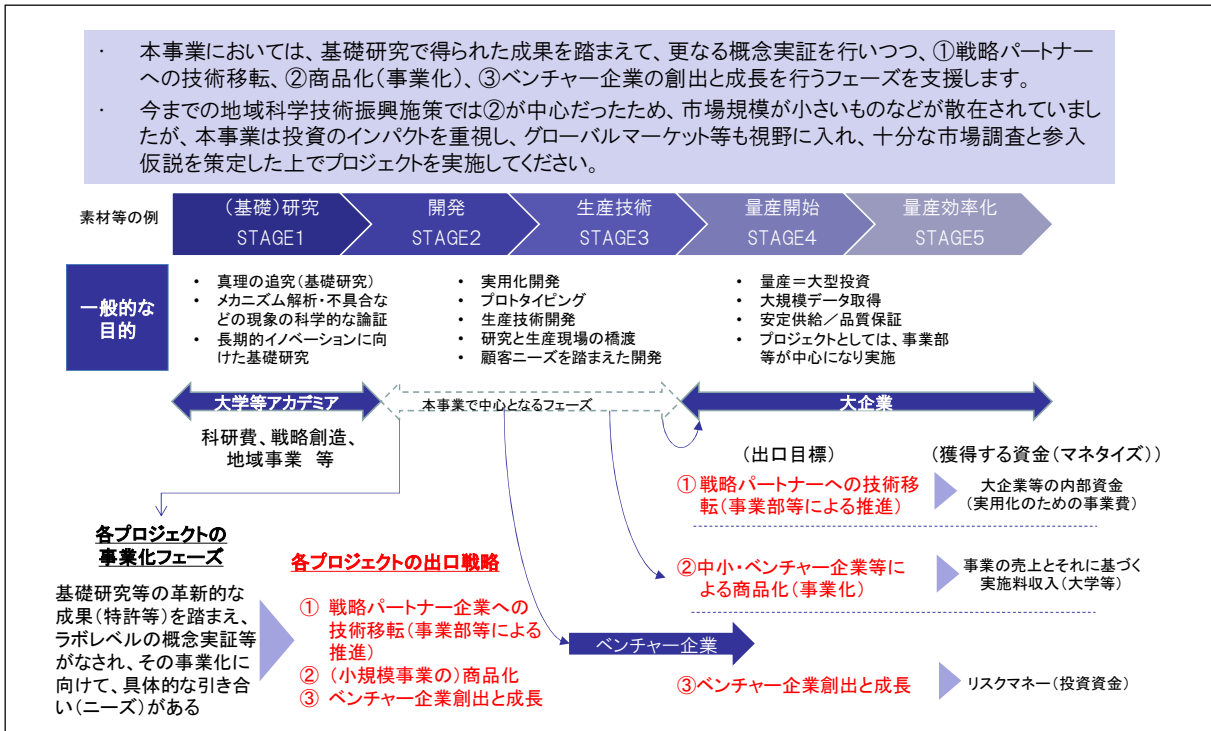
- ✓ 優先順位の高い事業化プロジェクトを「事業化プロジェクト1」として申請してください。
- ✓ 各事業化プロジェクトは、投入資源の効率的・効果的な活用の観点等から、原則として、関係性が高いものが望まれます。

(※1) コア技術等（地域の競争力の源泉となりうるもの）の要件

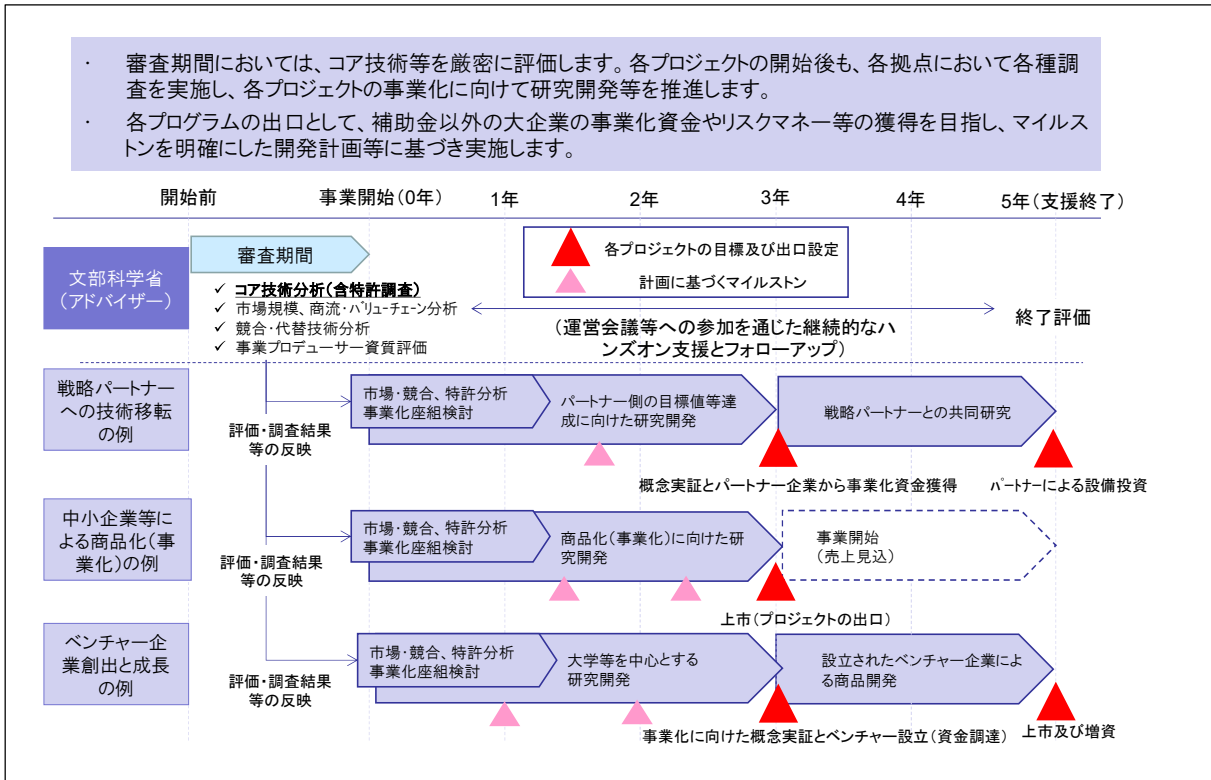
コア技術等は、①～③のいずれかであって、且つ④と⑤の両方を満たすものとします。

- ① 戦略的創造研究推進事業（CREST・ERATO等）、最先端研究開発支援プログラム（FIRST）（内閣府）、科学研究費助成事業等の革新的な基礎研究成果を踏まえて事業化を目指すもので、一定の概念が実証され、具体的なニーズが顕在化してきているもの
- ② 長年の国・地方公共団体の支援等により、他地域に比べて差別化され、事業化を考える上で競争優位にある技術・ノウハウで、更なる大きなニーズが顕在化してきているもの
- ③ その他の研究開発成果等により、企業等から多くの関心が寄せられており、本事業の事業化フェーズに合致するもの
- ④ ①～③のいずれかの技術等であり、かつ特許またはノウハウ等により保護されているもの、若しくは今後の知的財産戦略で事業保護が確保できるもの
- ⑤ ①～③のいずれかの技術等であり、産業構造等の分析を踏まえ、事業戦略及び事業ストラクチャー次第で、十分にターゲット市場への参入の余地があるもの

## 【事業化プロジェクトのイメージ】



## 【事業化プロジェクトのマイルストーン及び出口のイメージ】



## (2) 「基盤構築プロジェクト」の内容

地域においてイノベーション・エコシステムを形成し、持続的に機能させるために必要な基盤づくりのための以下の取組を推進することとします。

- ① 将来の事業化プロジェクト候補となる技術シーズ発掘を踏まえた、概念実証、データ取得等を行う次世代の事業化プロジェクト（以下、「次世代プロジェクト」という。）
  - ② 次世代プロジェクトを生み出すための仕組みづくり（地域の各機関によるコンソーシアム等の知のネットワークを活用した技術シーズ情報の収集・整理、企業ニーズの調査・マッチング等）
  - ③ 地域におけるイノベーション・エコシステムの形成に貢献する人材像を特定し、当該人材を地域において育成するためのプログラムの開発及び実施
  - ④ 地域の技術シーズの実用化を加速するために行う、大学等での研究設備・機器等の共用化
  - ⑤ その他、イノベーション・エコシステム形成のための基盤づくりとなる取組
- ✓ 基盤構築プロジェクトについては、これまでの地域科学技術振興施策や産学連携施策、科学技術人材育成施策等の様々な施策で取り組んでいることや、補助対象期間終了後の持続的な運営の観点等から、他の支援施策の活用を積極的に検討するとともに、地域の特性を踏まえて制度設計し、取り組むべき内容については、自主財源や交付金等（例：地方創生推進交付金、地方大学・地域産業創生交付金等）の活用を検討してください。このため、基盤構築プロジェクトについては、本事業の支援対象ではあるものの、必ずしも申請に含める必要はありません。
  - ✓ 基盤構築プロジェクトにおいては、年間の経費を1件当たり1,000万円以下としてください。

## (3) 「事業プロデュース活動」の内容

「(1) 事業化プロジェクト」と「(2) 基盤構築プロジェクト」を遂行し、特に(1)において、社会的なインパクトの大きい成功事例の創出するためには、詳細な外部環境・内部環境分析（知的財産分析を含む）に基づき、事業化（及び知的財産・開発）戦略・事業化（及び知的財産・開発）計画を策定し、中心研究者等とともに遂行することが必要となります。また、事業化の進捗に応じて大学等、自治体、産業支援機関等の各機関の機能を適切に活用し、地域の成長のための戦略・計画の修正及び実行を行う核となる人材が必要となります。

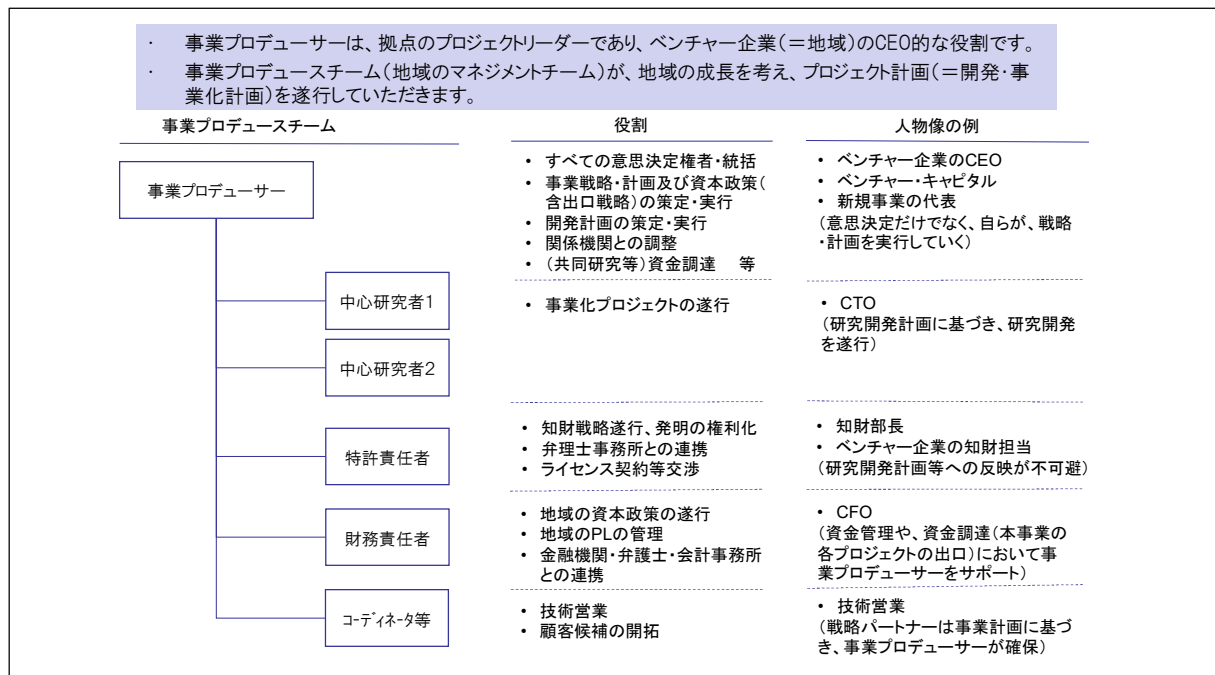
本事業では、そのような役割を担うチームを率いる事業プロデューサーを、原則、招へい等により大学等へ配置します。加えて、自治体の機関等との連携を図る上で、可能な限り自治体の機関の役職も兼務することとしたうえで、上記活動を実施します。



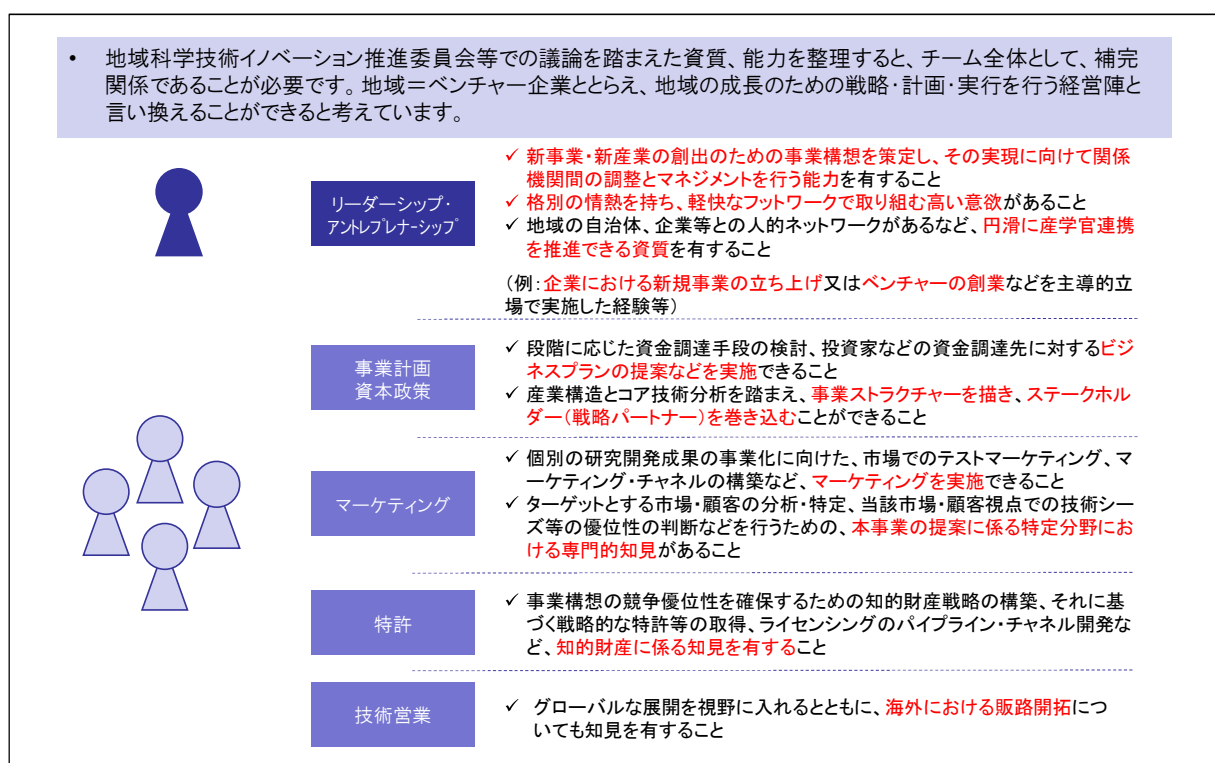
また事業プロデューサーチームは、運営・開発会議（毎月の開催を想定）を実施し、方針の決定・進捗管理等を行うとともに、年に1回は関係者を集めた総会を実施し進捗の共有を図ってください。

当該チームのイメージ及びメンバーに求める資質、能力は以下のとおりです。

### 【事業プロデューサーチームのイメージ】



### 【事業プロデューサーチームのメンバーに求める資質、能力】



- ✓ 文部科学省及びアドバイザーチーム（アドバイザーチームについては「VI. 支援期間等」を参照。）等は、事業プロデュースチームの運営・開発会議のうち原則2～3回に1回程度、及び総会にオブザーバー参加し、必要な支援を行うとともに、支援額等にも積極的に反映させる予定です。
- ✓ 事業プロデューサーは本事業に専任である必要はありません。資質、能力を備えていることが最も重要となります。大学等の研究者や関係企業等と密にコミュニケーションを図ることができ、事業化に向けた戦略パートナーとの交渉、出口資金の獲得等において、必要に応じて自ら活動できることが求められます。
- ✓ 「VII. 審査方法・審査基準」にあるとおり、コア技術等の競争優位性と事業プロデューサーの資質、能力及び地域の構想は独立して審査を行います。
- ✓ 提案した事業プロデューサー候補者が求められる資質、能力を満たしていないと審査で判断された場合は、採択の前後において文部科学省及びアドバイザーチームと連携し最適な人材を探索することとします。

### Ⅲ. 申請主体等

地域が保有するコア技術等を核とした事業化に当たっては、事業化の進捗に応じて大学等と自治体の役割は異なり、それぞれが重要な役割を担うことから、本事業の申請主体等は以下のとおりとします。

#### 1. 申請主体

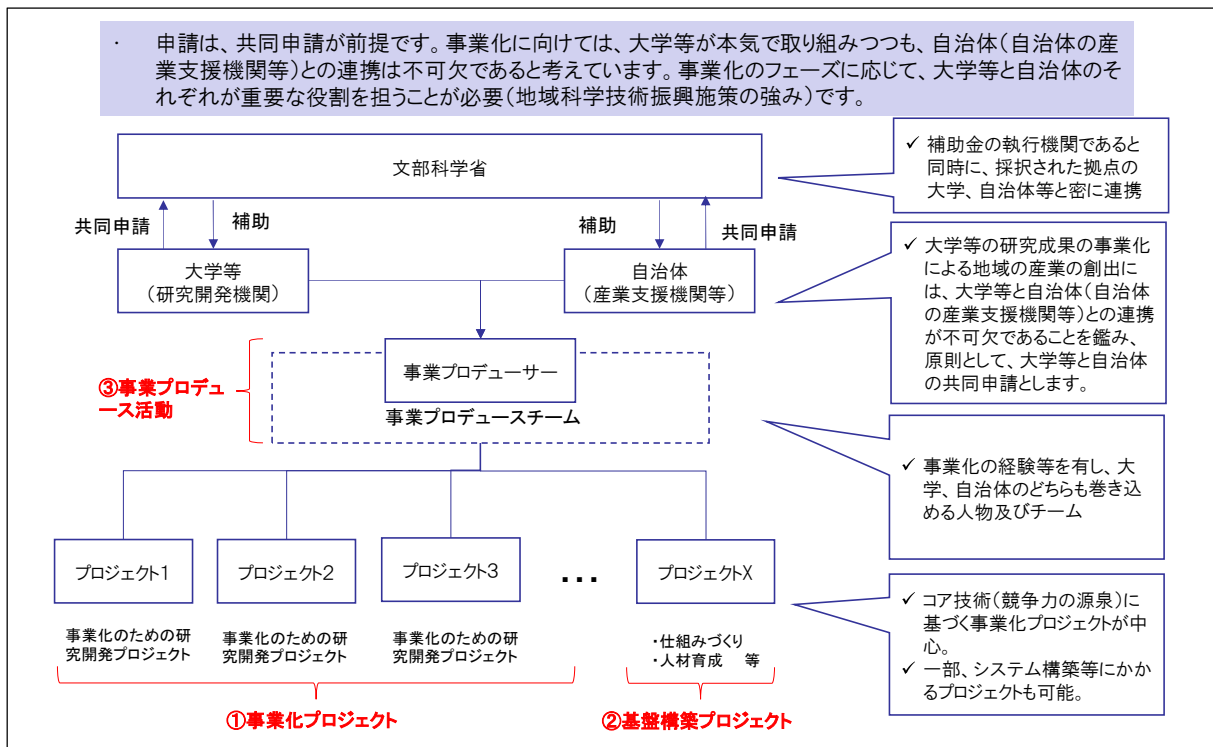
本事業への公募申請は、以下の連名により行うこととします。

- ① 国公立大学、高等専門学校、大学共同利用機関法人、独立行政法人、国立研究開発法人等の研究を目的・業務とする機関（以下、「大学等」という。）
- ② 都道府県又は政令指定都市（以下、「自治体」という。）

#### 2. 補助対象機関

大学等及び自治体が指定する機関（自治体が設立・運営に深く関与する産業振興財団、科学技術振興財団等）（以下、「産業支援機関等」という。）とします。

## 【事業全体の構図】



## IV. 申請内容

申請に当たっては、本事業を通じて地域イノベーション・エコシステムの形成を図るための全体図(以下、「拠点計画」という)を示した上で(様式1別添)、「(1) 事業化プロジェクト」、「(2) 基盤構築プロジェクト」、「(3) 事業プロデューサー候補者及び将来のチーム構想(マネジメント体制)」について、それぞれ以下の項目に従って、Microsoft PowerPoint(以下、「パワーポイント」とする。)(様式1別添)及びMicrosoft Excel(以下、「エクセル」とする。)(様式2)を中心に作成するとともに、申請内容のポイントが分かる内容が収録された15分以内の動画を提出してください。なお、申請書類の作成に当たっての具体的な記載内容及び記載方法については、各様式に記載した留意事項や記載例を参考としてください。

### (1) 事業化プロジェクト

実施しようとする事業化プロジェクトに関する①～⑦の内容についてパワーポイント(様式1別添)にて記載してください。なお、複数の事業化プロジェクトを実施しようとする場合は、事業化プロジェクト毎に①～⑦の内容を含めたパワーポイント(様式1別添)及びエクセル(様式2-6、7)に記載してください。①～⑦は申請に当たっての必須項目ですが、それ以外にも、審査をするうえで必要な情報については、パワーポイント(様式1別添)等にて積極的に記載してください。

## ① コア技術等

当該地域の競争力の源泉となりうると考えられ、「Ⅱ.（１）事業化プロジェクトの内容」において定義した内容に合致するものを記載してください。パワーポイント（様式1別添）により出来る限り分かりやすく記載するとともに、特に、なぜその技術等が市場ニーズと合致し、競争力の源泉となりうるのか、また、技術的なブレークスルーが何であったかなど、その優位性が市場ニーズという観点から分かるよう記載してください。

- ✓ 市場ニーズは、顧客インタビュー等様々な調査に基づいて可能な限りエビデンスに基づき検証してください。
- ✓ 本プロジェクトでは、コア技術等が明確化されており、当該コア技術等の強みを最大限に生かすための分析がなされ、当該コア技術の事業化に向けた適切な事業戦略、事業計画を持った地域を選定・支援するため、コア技術等が極めて重要です。このため各申請主体は、各地域の競争力の源泉（コアコンピタンス）をしっかりと分析し、記載してください。

## ② 競合技術・代替技術に関する分析

①で掲げたコア技術等の競合技術や代替技術となりうるもの、またそれらを有する競合プレーヤー等を記載するとともに、それらに対してコア技術等が競争優位性（若しくは短所）を持っている要因について、比較表等を用いてパワーポイント（様式1別添）に正確に記載してください。

- ✓ 比較表等において、比較分析がなされていない場合は、採択地域の審査においてコア技術等の競争力の分析評価ができない可能性があるため、長所・短所がわかるように正確に記載してください。

## ③ 知的財産（及びその分析）

①で掲げたコア技術等について出願、取得した特許等及びその周辺特許等をパワーポイント（様式1別添）及びエクセル（様式2-3）にて記載するとともに、当該コア技術等の競争優位性を確保するための知的財産戦略等があれば、パワーポイント（様式1別添）にて記載してください。

- ✓ 既に事業保護・侵害調査等を実施している場合はその報告書等も併せて提出してください。
- ✓ 共同研究契約等を既に結んでいる場合はそのリストをエクセル（様式2-4）にて提出してください。
- ✓ 将来の事業リスクがある場合で、そのリスク低減のためにライセンス先企業の念書等が必要な場合は、積極的に取得し、事業リスクを低減している旨の

説明を記載してください。

✓可能な限りにおいて、契約書の確認・提出を依頼する場合があります。

#### ④ 産業構造・市場分析（市場規模、プレーヤー、商流等）

①で掲げたコア技術等の事業化においてターゲットとするべき市場について、当該市場の産業構造や市場規模、プレーヤー、バリューチェーン・商流等を分析した上でパワーポイント（様式1別添）にて記載してください。

✓既に外部機関等を通じて、産業構造・市場分析等がなされている場合はその調査結果を提出してください。

✓漠然とした市場規模ではなく、用途・商流等を分析し、参入しようとするセグメントに落とし込んだうえで、狙う市場を可能な限り正確に記載してください。（例：「太陽電池市場〇〇兆円」としないこと）

#### ⑤ 各プロジェクトの想定する事業ストラクチャー

主要な各事業化プロジェクトについて、事業化した場合の事業ストラクチャー等（量産パートナー（委託体制）、販売パートナー（顧客アプローチ）、大学等との役割分担、（例えば医療関係の）受託製造や承認申請にかかる体制）及びそのパートナーの選定理由について、パワーポイント（様式1別添）にて記載してください。

#### ⑥ 開発・事業化計画、ロードマップ（含資金計画等）と出口目標

各事業化プロジェクトの中心研究者、事業化に向けての開発及び事業化に向けた計画、マイルストーン及び出口目標等について、パワーポイント（様式1別添）及びエクセル（様式2-6-〇、2-7-〇（各プロジェクト））にて記載してください。また、事業実施中及び出口目標も含めた資金計画も併せて記載してください。

#### ⑦ 出口目標に向けた課題及びリスク

⑥において設定したマイルストーン・出口目標を達成する上でリスクとなる事項、リスクを最小限に抑えるための対策等について、パワーポイント（様式1別添）にて記載してください。

✓リスクがないことが重要なのではなく、各地域及び事業プロデューサーが、各事業化プロジェクトの目標を達成するために何がリスクになっているかを適切に把握しているかが評価の対象となるため、考えられうる主要なリスクとその対応方針を正確に記載してください。

## (2) 基盤構築プロジェクト

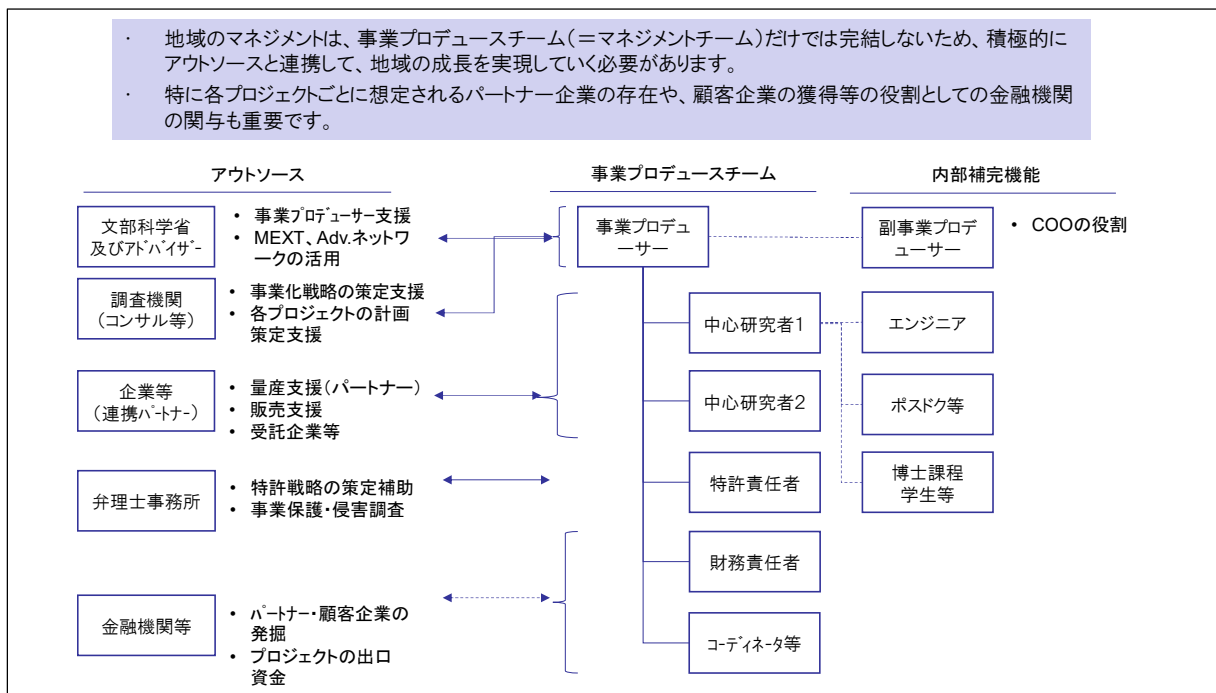
基盤構築プロジェクトの内容についてパワーポイント（様式1別添）及びエクセル（様式2-8）にて記載してください。なお、自主財源等により実施する既存の事業や他の支援施策を積極的に活用することとし、活用する施策の内容等についてはパワーポイント（様式1別添）及び申請書類の地域負担（様式2-10）に記載してください。

## (3) 事業プロデューサー候補者及び将来のチーム構想（マネジメント体制）

事業プロデューサー候補者の氏名、及び「VII. 審査方法・審査基準」に記載した資質、能力を満たしている旨の説明をパワーポイント（様式1別添）及びエクセル（様式2-2-1）にて記載してください。また、事業プロデューサーの補佐役として「副事業プロデューサー」を設置しようとする場合は、事業プロデューサー候補者に関する記載内容と同様にエクセル（様式2-2-2）にて記載してください。なお、事業プロデューサー以外のメンバーは、アウトソースの活用も積極的に検討しながら、最適と思われる事業プロデュースチームの体制(予定)についてパワーポイント（様式1別添）にて記載してください。

- ✓ 「VII. 審査方法・審査基準」にあるとおり、コア技術等の競争優位性と、事業プロデューサーの資質、能力及び地域の構想の審査は独立して行います。
- ✓ 事業の人件費は最小限にしてください（ただし、若手研究者等はその限りではありません）。内製化せずに調査・分析費等により積極的にアウトソースし、支出を効率的・効果的に行うことも重要であるため、積極的に検討してください。
- ✓ 事業プロデュースチームのメンバーに利益相反リスクがある場合は、利益相反の検討体制等についても検討している場合は言及してください。

## 【アウトソースの活用イメージ】



### (4) 産業化等を見据えた地域の構想

産業化等を見据えた地域の構想についてパワーポイント（様式1別添）に記載してください。取組の一部を、本事業（基盤構築プロジェクト、事業プロデューサー活動等）で実施する場合は、どの支援対象事業で実施されているか明示してください。

- ✓ 記載にあたっては、エコシステムとして地域が目指す構想と、それに向かって自治体をはじめとする各参画主体が担う役割及び事業実施期間中における取組をそれぞれ具体的に記載してください。地域が目指す構想に関して、5年後の事業終了時を最終目標時点として設定する必要はありません。
- ✓ 「Ⅶ. 審査方法・審査基準」にあるとおり、コア技術等の競争優位性と、事業プロデューサーの資質、能力及び地域の構想の審査は独立して行います。

## V. 補助内容・地域負担

### 1. 支援規模

本公募において採択する地域は2地域程度を予定しています。ただし、申請状況、応募内容等を勘案の上、予定件数に限らない場合があります。また、本事業における1地域当たりの補助金交付額は、年間1億円～1.4億円程度とします。

- ✓ 事業化計画の進捗に応じて、支援の増額（及び減額）等のメリハリをもたせつつ実施していく予定です。

## 2. 補助対象経費

本事業の補助対象経費は、各支援対象事業を実施するための以下の経費とします。

事業	経費（費目）	対応説明	補足
(1) 事業化プロジェクト	事業実施費	①-a	
	設備備品費	②-a	
	人件費	③-a	
(2) 基盤構築プロジェクト	事業実施費	①-c-i, ii	次世代プロジェクトを含む
	設備備品費	②-b-i, ii	
	人件費	③-b, c	必要最低限とすること
(3) 事業プロデュース活動	事業実施費（調査・分析費及び特許関係経費）	①-b	事業全体で毎年最低2割程度の確保を検討
	事業実施費（調査・分析費以外）	①-c-iii	
	設備備品費	②-b-iii	
	人件費	③-d	必要最低限とすること

### ① 事業実施費

#### a. 研究開発費

事業化プロジェクトにおける研究者の活動経費であって、コア技術等の戦略パートナーへの技術移転や中小企業等による商品化等に向けた概念実証などを行い、事業化のための次のフェーズの資金を獲得し社会的インパクトの大きい事業化の成功事例を創出するために行う、コア技術等の更なる概念実証やエンジニアリングデータ取得等といった事業化のための研究開発に要する消耗品、旅費等の経費

✓ 事業化を目的としない基礎研究のための経費は認められません。事業プロデューサーと研究者が十分に連携し、事業化に向けた各プロジェクトについてマイルストーンに基づき、出口目標を達成するための経費に限定します。

#### b. 調査・分析費



事業プロデュース活動において、各事業化プロジェクトに係る知的財産分析、市場分析、競合技術・代替技術分析、マーケティング等を行うための調査等委託費、雑役務費等の経費（外部機関への調査委託、調査外注を含む）

- ✓ 事業化に向けて極めて重要な経費と認識し、原則として、特許等の取得経費（雑役務費）と合わせ、毎年、補助金交付額の最低2割程度は、知的財産戦略及び事業構想に係る外部機関へ依頼する調査・分析費等として、活用してください。（ただし、調査・分析費等は補助金交付額の2分の1を超えないこととします。）
- ✓ 知的財産分析を行う場合は、単なる出願業務だけではなく、競争優位性のある知的財産戦略を構築することを前提に、弁理士事務所等を選定し、当該経費を活用してください。その際、知的財産戦略の構築を総合的に支援できる弁理士事務所等との連携を進めてください。（質の確保の観点から、事業開始後に、文部科学省やアドバイザーチーム等のネットワーク等を活用して、弁理士事務所等を決定していくことも可能です。）

c. 上記以外

- i. 次世代プロジェクト（基盤構築プロジェクト）における研究者の活動経費であって、技術シーズの概念実証、データ取得等を行うための消耗品、旅費等の経費
- ii. 次世代プロジェクト以外の基盤構築プロジェクトにおいて、諸活動を行うために必要となる消耗品、旅費等の経費
- iii. 事業プロデュースチームの活動経費であって、消耗品、旅費等の業務遂行に必要となる経費

- ✓ 可能な限り地域で獲得した資金を活用するとともに、地方創生推進交付金等、他の支援施策等の積極的な活用を検討してください。活用する場合は、その旨をエクセル（様式2-10）にも記載してください。

## ② 設備備品費

a. 研究開発に要する設備備品費

事業化プロジェクトにおいて、コア技術等の戦略パートナーへの技術移転や中小企業等による商品化等に向けた概念実証などを行い、事業化のための次フェーズの資金を獲得し社会的インパクトの大きい事業化の成功事例を創出するために行う、コア技術等の更なる概念実証やエンジニアリングデータ取得等といった事業化のための研究開発に要する設備備品を購入するための経費

- ✓ 事業化を目的としない基礎研究のための経費は認められません。事業プロデューサーと研究者が十分に連携し、事業化に向けた各プロジェクトについてマイルストーンに基づき、出口目標を達成するための経費に限定します。

b. 上記以外

- i. 次世代プロジェクト（基盤構築プロジェクト）において、技術シーズの概念実証、データ取得等を行うために要する設備備品を購入するための経費
- ii. 次世代プロジェクト以外の基盤構築プロジェクトにおいて、諸活動を実施するために必要となる事務用品等の設備備品を購入するための経費
- iii. 事業プロデュース活動において、諸活動を実施するために必要となる事務用品等の設備備品を購入するための経費

- ✓ 可能な限り地域で獲得した資金を活用するとともに、地方創生推進交付金等、他の支援施策等の積極的な活用を検討してください。活用する場合は、その旨をエクセル（様式2-10）にも記載してください。

③ 人件費

- a. 事業化プロジェクトを遂行する研究者や、当該研究者等の活動をサポートする支援スタッフ等の人件費
- b. 次世代プロジェクト（基盤構築プロジェクト）を遂行する研究者や当該研究者等の活動をサポートする支援スタッフ等の人件費
- c. 次世代プロジェクト以外の基盤構築プロジェクトを遂行する人材育成プログラム開発・実施者やコーディネータ、技術支援スタッフ等の人件費
- d. 事業プロデュースチームを編成するための必要最小限の人件費

- ✓ フリーライダーの回避や、事業進捗・評価に応じた補助金交付額の減額にも対応できる人事・資本計画の必要性、事業終了後の自立的運営等といった観点から、人件費は必要最小限としてください。補助対象経費に対して人件費が相対的に多い場合は、その妥当性を審査します。

- ✓ 常に最新情報の収集・分析が必要な業務は、人材を雇用するのではなく、「調査・分析費」等を用いて積極的にアウトソースを活用してください。

※ 以下の経費などは、本事業の補助対象経費として計上できません。

- ✓ 建物等施設の建設、改修、不動産の取得等の経費
- ✓ 機関として通常備えるべき什器類等の物品費
- ✓ 本事業遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ✓ その他本事業に関係のない経費 等

### 3. 地域負担

地域の自立性を高めるため、本事業はマッチングファンド方式により実施することとし、地域の各機関は独自に取組を行うための負担（以下、「地域負担」という。）を支出してください。

地域負担は、各年度の文部科学省からの補助金交付額と同規模以上を原則とし、事業化に向けた自立的な取組を促進する観点から、自治体等を含めた民間資金が積極的に導入されることを期待します。ただし、事業開始時は機器の購入等による支出のため補助金交付額が多くなることが想定されることから、後年度の地域負担を考慮することによって、5年間の事業全体として、補助金交付額と同規模以上の地域負担を確保しても構いません。

地域負担は、エクセル（様式2-10）に記載してください。

なお、地域負担に算入できる経費は概ね以下のとおりとします。

資金提供者	地域負担に算入できる経費
自治体、産業支援機関等	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業プロデュースチームの person 費その他必要な経費</li><li>・研究成果の技術移転・事業化のための研究開発支援費</li><li>・研究成果を活用したベンチャー企業の起業、育成支援に係るための経費</li><li>・情報発信や産学官連携促進のためのシンポジウム開催経費</li><li>・公設試等の自治体の施設・設備の利用等にかかる経費</li><li>・事業運営費 等</li></ul>
民間事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>・研究成果の実用化・事業化のための研究開発費</li><li>・民間事業者の施設・設備の利用等にかかる経費</li><li>・大学等との産学共同研究に従事する者の person 費</li><li>・各プロジェクトの進捗に応じて金融機関から拠出される資金 等</li></ul>
大学等	<ul style="list-style-type: none"><li>・研究開発に係る経費</li><li>・事業プロデュースチームの person 費その他必要な経費 等</li></ul>

※以下の経費は地域負担に算入することが出来ません。

- ・既に公費等で給与等を支払われている者の person 費
- ・関連施設の建設等に係る経費

## VI. 支援期間等

### 1. 支援期間

支援期間は原則5年間とします。

支援開始3年目に中間評価を実施します。中間評価の結果に応じて計画の変更、取組の中止等の見直しを行うものとします。また、中間評価の結果は、その翌年以降の予算配分の参考とします。

また、支援開始5年目に終了評価も実施します。

## 2. 文部科学省等による継続的支援

文部科学省では、採択地域に対して継続的なハンズオン支援を行うため、有識者からなる「アドバイザーチーム」を設置します。文部科学省及びアドバイザーチームが各採択地域において定例で行われる事業プロデュースチームの運営・開発会議へ継続的にオブザーバー参加（例：2～3回に1回を想定）することなどを通じて、常時進捗等を把握し、事業実施にかかる支援を行うとともに、その進捗及びマイルストンの達成に向けた地域の活動を、継続的・総合的に評価・勘案し、年度途中の計画変更や取組の中止も含め支援額等に積極的に反映させる予定です。

## Ⅶ. 審査方法・審査基準

### 1. 審査方法

採択地域については、有識者により構成される審査会を設置し、書面審査等を踏まえて採択候補を絞り込んだのち、詳細調査等を行ったうえで、事業プロデューサー及び中心研究者（及び関係者）に対する面接（及びヒアリング）を実施（6月頃予定）し選定します。

なお、採択候補地域に対しては、採択地域を選定するに当たり、審査会での意見等も踏まえ、必要に応じて提案内容の修正を行います。

### 2. 審査基準

本事業では、(1)（及び(2)）、(3)及び(4)の3つの項目についてそれぞれ独立して審査します。審査においては、社会的インパクトの大きいプロジェクトを創出するという本事業の趣旨から、(1)を重視します。また、(1)のうち①コア技術等以外の申請内容について、本事業の趣旨から最適な内容となっていない場合は、必要に応じて事業開始後（初年度）に詳細に検討、構築できるかを考慮して総合的に審査します。

#### (1) 各事業化プロジェクトの社会的インパクト及び実現可能性

各事業化プロジェクトの提案内容を以下の各項目を中心に総合的に勘案し、その社会的インパクトと実現可能性を判断します。

##### ① コア技術等の競争優位性

事業化を図る上で真に競争力の源泉となりうるか等を審査します。コア技術等は、今後の事業プロデュースチームのチームアップ、開発リスクをとることの妥当性等、事業の実現可能性を検証するうえでも、極めて重要な要素となるため、審査において最も重視します。

- ✓ コア技術等のブレークスルーのインパクト、競合技術・代替技術等との比較検証等を通じて競争優位性を検証します。
- ✓ 産業構造・市場分析等からも当該技術が市場ニーズに合致しているかを検証します。

## ② 知的財産等の競争優位性

①で掲げたコア技術等に関する特許等について、事業保護及び侵害調査を実施し、今後、競争優位性のある知的財産戦略が構築できるかを評価します。

- ✓ 弁理士事務所等を活用しての検証等を行います。
- ✓ 必ずしも公募申請時点で知的財産分析等がなされている必要はありませんが、審査結果等を踏まえて、初年度に必要な知的財産の詳細調査等の実施を促す場合があります。
- ✓ 既存の契約により、知的財産の活用が縛られている場合（企業等と共同出願している特許等）、事業化及び出口のインパクトが制限される可能性があるため、可能な範囲において契約書の確認を求め、審査の対象とする場合があります。

## ③ 産業構造等に基づくプロジェクトのインパクト・実現可能性

各プロジェクトが出口目標を達成した場合の事業のインパクト、事業の実現可能性等について以下の各項目に基づいて総合的に判断します。

- ・ 産業構造・市場分析（市場規模、プレーヤー、バリューチェーン・商流等）
- ・ プロジェクト出口後の事業ストラクチャー
- ・ 開発・事業化計画、ロードマップ（含資金計画等）と出口目標
- ・ 出口目標に向けた課題及びリスク 等

## （2）基盤構築プロジェクトの必要性・妥当性

イノベーション・エコシステム形成の観点から、必要性・妥当性について総合的に判断します。

## （3）事業プロデューサーの目標達成にかかる資質・能力

事業プロデューサーに求められる資質、能力に基づき、各事業化プロジェクト

等を出口目標に向かって遂行する能力があるかを総合的に審査します。

- ✓上記と合わせて、事業プロデュースチームが各事業化プロジェクトを推進するために適切な体制であるかについても検証を行います。

#### (4) 産業化等を見据えた地域の構想等の妥当性

事業化の先にある産業化を見据えて、自治体を中心に地域の構想が提案され、その構想における本事業の位置づけ、各参画主体の担う役割が明確化されているか確認します。

### 3. 審査に関する留意事項

#### (1) 分野的多様性

多様な分野が支援対象となりうる本事業においては、社会的インパクト等の評価が市場規模のみでは必ずしも測れない場合があることも考慮し、審査基準に基づく評価結果を踏まえつつ、分野の多様性を考慮して選定を行います。

例えば、農業、水産などの分野において今までにない付加価値を創出しようとする提案や、材料等のプロセス技術を用いて新しいビジネスモデルを創り上げようとする提案など、審査に当たっては様々な観点から社会的インパクトを評価し、分野の多様性を考慮いたします。

#### (2) 地域的多様性

全国各地で大学等に眠る技術シーズの発掘と事業化の成功事例の創出を実現していくために、審査基準に基づく評価結果を踏まえつつ、地域性等を考慮して選定を行います。

例えば、特定の地域への採択の偏りを避けるとともに、地域資源等が少なく一般的に課題の克服に困難が伴う地域の提案であって、本事業を活用することで特異にその課題を克服できる可能性がある場合や、その他地域の特性・事情を踏まえ社会的要請から国が優先的に支援を行う必要性等がある場合などについては、その取組を積極的に考慮いたします。

#### (3) 大学等の経営方針や中長期的な構想等との整合性

大学等における事業の継続性や実現可能性を精査する観点から、本事業への提案が、大学等の中長期的な構想（以下、「大学等の構想」という。）においてどの様に位置付けられているのかを確認し、提案と大学等の構想との整合性を考慮して選定を行います。

例えば、大学等の構想に基づき、中核に据えている強み・特色のある分野で本事業を提案している場合は積極的に考慮いたします。

審査の運用にかかるその他の留意事項については、審査委員会が決定する審査実施にかかる要綱等に定めます。

## Ⅷ. 公募期間等スケジュール

本事業の公募申請の期間、及び今後のスケジュールについては以下のとおりです。

- ① 募集開始 2019年1月11日（金）
- ② シンポジウム（含む公募説明） 2019年1月24日（木）14時～17時
- ③ 募集締切 2019年3月22日（金）12時
- ④ 審査 2019年4月～7月（予定）
- ⑤ 審査結果発表 2019年7月頃（予定）
- ⑥ 事業開始 2019年9月頃（予定）

## Ⅸ. 申請方法

提出書類の電子データをメール等にて提出してください。（電子データの容量が大きいなどの理由により電子メールでの送付が困難な場合は、事前に「Ⅺ. 問い合わせ先」へご連絡願います。）電子データをメール等で提出するのに合わせて、データを収納したDVD等の電子記録媒体を提出頂くことも可能です。

（提出書類）

- ①地域イノベーション・エコシステム形成プログラム公募申請書  
（様式1及び別添（パワーポイント））
- ②①の補足資料（エクセル）（様式2-1～様式2-10）
- ③申請内容のポイントが分かる動画

※ 様式1別添について（①）

- ✓ 各スライドのサイズはA4とし、スライドの向きは横としてください。

※ 申請内容のポイントが分かる動画について（③）

- ✓ 申請内容のポイント等が分かる内容の15分以内の動画としてください。
- ✓ 動画は、15分間で提案内容を説明する一般的な面接審査のイメージでお考えください。このため、例えば、公募申請書のパワーポイント（様式1別添）に沿ってそれぞれのポイントを説明していただく形が一案となります。
- ✓ 特にコア技術等の説明（競合・代替技術と比較した場合の当該技術の優位性も含む）と、想定する事業ストラクチャーと出口目標、その実現可能性を中心に

説明をしてください。

- ✓ 説明者は事業プロデューサー候補者及び中心研究者とし、面接審査を実施するようなシンプルな動画としてください。
- ✓ 動画ファイルの形式は、MP4形式等通常のパソコンで視聴できる形式としてください。

※ その他任意の補足資料（知財分析報告書、契約書、念書等）を添付することも可能です。

## X. その他

### 1. 補助金交付等の手続きについて

本公募申請における採択地域の補助対象機関への補助金交付等については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）及び同法施行令（昭和30年政令第255号）、「地域産学官連携科学技術振興事業費補助金交付要綱」（平成22年2月1日文部科学大臣決定）、「地域産学官連携科学技術振興事業費補助金取扱要領」（平成22年2月1日科学技術・学術政策局長、研究振興局長決定）に基づき行います。

### 2. 申請書類の取扱い

本公募要領に基づきご提出いただいた申請書類等については、採択地域の選定に係る審査において必要な情報を収集する観点から、文部科学省が行う本事業に係る下記業務委託の受託機関へ提供させていただきます。

業務委託先においては、申請内容に関しての守秘義務が遵守されますが、業務委託先への提供が困難な情報が申請内容に含まれている場合は、その旨と提供すべきでない内容について「XI. 問い合わせ先」までご連絡ください。

#### ※本事業に係る業務委託一覧

- ✓ コア技術等からインパクトある事業化を果たすための事業化戦略のあり方に関する調査
- ✓ コア技術等からインパクトある事業化を果たすための知的財産戦略のあり方に関する調査
- ✓ コア技術等に基づくインパクトある成功モデル創出に向けた施策のあり方に関する調査



## XI. 問い合わせ先

文部科学省 科学技術・学術政策局 産業連携・地域支援課 地域支援室

住所：〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

中央合同庁舎7号館東館15階

電話：03-6734-4195（平日の9時30分から18時15分まで）

E-mail：[local-ecosystem@mext.go.jp](mailto:local-ecosystem@mext.go.jp)

### ※本事業に関する質問・面談について

- ✓ 審査中は、審査に直接関係するような質問だけではなく、事業の趣旨等についての質問・面談等を含めて一切の相談は受け付けておりませんので、ご了承ください。
- ✓ 公募期間中は、審査に直接影響するような記載内容等の確認を除く、事業の趣旨等についての質問・面談等は可能です。